



平成 26 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社三菱総合研究所  
代表者名 代表取締役社長 大森京太  
(コード番号 3636 東証第一部)  
問合せ先 経理財務部長 河内裕  
(TEL. 03-6705-6001)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 12 月 18 日開催予定の第 45 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 定款変更の目的

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして、事業目的の追加を行い、あわせて一部字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 12 月 18 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年 12 月 18 日

以 上

<別紙>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>政治・経済・金融・財政・産業・企業・産業技術</u>および市場等に関連する調査・研究の受託<u>ならびにコンサルティング</u></p> <p>(2) <u>日本企業の海外進出・外国企業の対日進出</u>および貿易・為替・国際金融・国際投資に関連する調査・研究の受託<u>ならびにコンサルティング</u></p> <p>(3) <u>社会開発事業(都市・地域・生活環境基盤の整備等)</u>に関連する調査・研究、<u>設計・監理業務</u>の受託<u>ならびにコンサルティング</u></p> <p>(4) 通信、航空・宇宙、海洋、環境、エネルギー、防災・安全等の科学技術分野に関連する調査・研究の受託<u>ならびにコンサルティング</u></p> <p>&lt;現行第2条(2)から移設&gt;</p> <p>(5) 情報システムの設計、開発、運用に関連するコンサルティング、ソリューションサービス、商品販売および賃貸</p> <p>(6) コンピューター利用による事務計算、技術計算、<u>経営管理システム等情報処理サービス</u>およびこれに伴う調査・研究・<u>開発業務</u></p> <p>(7) <u>以上各号に関連するコンピューターネットワーク</u>利用による情報提供サービス、講演会・セミナーの開催、教育・研修の受託、<u>出版およびビデオソフト・ビデオ出版物の製作・販売業務</u>ならびに<u>不動産賃貸にかかわる業務</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(8) 労働者派遣事業</p> <p>(9) 前各号に付帯関連する<u>一切の業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>政策、経済、金融、財政、産業、企業、経営、産業技術</u>および市場等に関連する調査・研究の受託<u>およびコンサルティング</u></p> <p>&lt;変更案第2条(4)に移設&gt;</p> <p>(2) <u>国土、地域、都市、交通、生活環境、医療、福祉</u>および<u>教育等</u>に関連する調査・研究の受託<u>およびコンサルティング</u></p> <p>(3) 通信、航空・宇宙、海洋、環境、エネルギー、防災<u>および安全等</u>に関連する調査・研究の受託<u>およびコンサルティング</u></p> <p>(4) <u>国内外の企業・政府等の国外展開</u>ならびに<u>貿易、為替、国際金融</u>および<u>国際投資等</u>に関連する調査・研究の受託<u>およびコンサルティング</u></p> <p>(5) 情報システムの<u>企画、設計、開発、運用</u>および<u>保守</u>ならびに<u>これら</u>に関連するコンサルティング、ソリューションサービス、商品販売および賃貸</p> <p>(6) コンピューター利用による事務計算、技術計算<u>および経営管理システム等情報処理サービス</u>ならびに<u>これら</u>に関連する調査・研究<u>および開発の受託</u></p> <p>(7) <u>前各号に関連する設計、監理、組織の運営、施設・設備の運用、情報提供サービス、講演会・セミナーの開催、教育・研修の受託、出版物(電子コンテンツを含む)の製作・販売</u>および<u>不動産賃貸</u></p> <p>(8) <u>発電</u>および<u>エネルギー供給事業</u></p> <p>(9) 労働者派遣事業</p> <p>(10) 前各号に付帯関連する<u>一切の事業</u></p>